

1. 件名：核燃料物質使用施設を対象とした重要度評価手法の試運用に関する面談（第1回意見交換会）

2. 日時：令和4年11月17日（木）14：00～16：10

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、平野主任監視指導官、奥山主任監視指導官、
福永原子力運転検査官、赤石行政事務研修員

（国研）日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部
安全・品質保証課 課長 他20名

MHI 原子力研究開発（株） 安全管理部 部長 他3名

日本核燃料開発（株） 保安管理部長 他5名

（公財）核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 参事 他3名

原子燃料工業（株） 環境安全部 安全管理グループ長 他1名

（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安管理部 担当副部長 他3名

日本原燃（株） 安全・品質本部 安全推進部 副部長 他2名

（学）立教学院 立教大学原子力研究所 管理室長

東芝エネルギーシステムズ（株） 原子炉技術担当部長 他2名

（学）東京都市大学 原子炉施設管理室長

5. 要旨

（1）令和4年10月6日の面談を踏まえ、原子力規制庁が選定した以下の事例について、原子力規制庁及び核燃料物質使用施設を有する事業者等（以下「事業者等」という。）がそれぞれ重要度評価を実施し、その評価結果について意見交換を行った。

【評価を行った事例】

事例：使用施設 グローブボックスにおけるバッグアウト作業中に発生した核燃料物質のグローブボックス外（作業室内）への飛散

事例：使用施設 低放射性グローブボックス内の火災事象

事例：使用施設 焼却炉外での火災（仮想の検査の気付き）

（2）事例について、以下の質疑応答があった。

・事業者等より、使用施設簡易評価フロー（案）のII-Bについて、グローブボックス外漏えいが発生しており、「発生防止」はできていないが、原子力安全としては、部屋

による「閉じ込め」、排気系統といった「拡大防止・影響緩和」の安全機能は十分であるので、「発生防止」の防護策と「拡大防止・影響緩和」の防護策のどちらがあれば「追加対応なし」でよいではないかとの意見があり、原子力規制庁から、「発生防止」と「拡大防止・影響緩和」の防護策がいずれも必要であるか、どちらかでよいかについては、事例に基づく意見交換を引き続き行いたい旨回答した。

- ・事業者等より、使用施設簡易評価フロー（案）のⅠ-Aについて、発生した事象が同じであっても安全上重要な施設の有無の評価に含めている施設とそうでない施設によって、違う評価結果になることについて違和感があるとの意見があり、原子力規制庁から、安全上重要な施設の有無の評価を多く実施されている施設は、結果的に、初期境界評価において活用する機会が増えると考えますが、安全上重要な施設の有無の評価が少ない施設であっても基本的に使用施設簡易評価フロー（案）のⅡ-Aにおける評価で同じ結論になる旨回答した。
- ・事業者等より、携帯消火器による消火を「発生防止」の防護策としているが、手順による防護策は、どのような整理で「発生防止」と「拡大防止・影響緩和」を区分するのか、また、防護策の区分の整理によって、「発生防止」と「拡大防止・影響緩和」の防護策の数が変わり、フローの到着点が変わることがないようにすべきとの意見があり、原子力規制庁から、施設によって、手順による防護策の区分が変わりうるところを踏まえると、「発生防止」と「拡大防止・影響緩和」の区分の整理もさることながら、その整理の仕方によらず、フローの着地点が変わらないような判断基準を検討する旨回答した。
- ・事業者等より、使用施設簡易評価フロー（案）のⅠ-Bについて、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）では敷地境界で $5\mu\text{Sv/h}$ で10条事象、それが10分以上続くと15条事象としているが、 $50\mu\text{Sv}$ 以下で「追加対応なし」とする考え方の妥当性について質問があり、原子力規制庁から、安全上重要な施設の有無の評価の内容は、最大取扱量を条件とする等、保守的な条件による評価が行われており、本判断基準で検査気付き事項を「追加対応なし」としたもので、原災法に基づく通報事象になることは基本的にないとの考えを示した。

6. 配布資料

- ・資料1：使用施設 グローブボックスにおけるバッグアウト作業中に発生した核燃料物質のグローブボックス外（作業室内）への飛散
- ・資料2：使用施設 低放射性グローブボックス内の火災事象
- ・資料3：使用施設 焼却炉外での火災（仮想の検査の気付き）
- ・参考1：簡易評価フロー（案）の適用
- ・参考2：使用施設の重要度評価（初期協会評価）の整備の進め方（令和4年度第2回 検査制度の運用に関する核燃料施設等設置者との面談 資料2）